

特定家畜人工授精用精液等の報告書（令和5年）

家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液等の業務に関する報告書

特定家畜人工授精用精液等に係る、許可証に記載されている業務の別を全て記載してください。

2024年3月15日提出

都道府県知事 殿

家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、2023年1月1日時点での家畜人工授精所の運営の状況とおり報告します。

- 1 家畜人工授精所の管理番号：012345
- 2 家畜人工授精所の名称及び所在地：農林家畜人工授精所 東京都千代田区霞が関1-2-1
- 3 家畜人工授精所の業務の別：1、2、4

報告対象物ごとに(精液・授精卵)報告書を作成してください。授精卵の場合、体内授精卵と体外授精卵の数量はまとめてください。

4 報告対象物：1

5 前年12月31日時点の保存数量：300

6 家畜人工授精所の運営の状況

(単位：本)	2023年												合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
生産数量	種付台帳等参照 (様式第4号その3)	00	400	600	800	600	500	600	500	700	600	500	6,200
譲受数量	100	0	0	300	450	0	0	0	0	0	0	200	1,050
譲渡数量	譲渡等記録簿等参照	200	300	500	200	800	800	600	700	500	700	300	5,700
利用数量	家畜人工授精簿等参照 (様式第13号その3)	100	100	50	200	100	100	100	200	100	100	100	1,250
廃棄又は 亡失した数量	譲渡等記録簿等参照	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月末時点の 保存数量	上記集計	300	300	650	1,600	1,200	800	700	300	400	200	500	
備考					廃棄 -100								

その他の家畜人工授精用精液等の報告書

特定家畜人工授精用精液等とその他の家畜人工授精用精液等の両方について家畜人工授精所で取り扱っている場合は、特定家畜人工授精用精液等分、その他の家畜人工授精用精液等分をそれぞれ作成の上、提出してください。

家畜人工授精所における家畜人工授精用精液又は家畜受精卵

(特定家畜人工授精用精液等であることを除く。)の業務に関する報告書

2024年3月10日提出

都道府県知事 殿

家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、2023年1月1日から12月31日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

1	家畜人工授精所の管理番号	12345
2	家畜人工授精所の名称及び所在地	農林家畜人工授精所 東京都千代田区霞が関1-2-1
3	家畜の種類及びその業務の別	2 (1)
4	家畜人工授精用精液を譲渡した件数	100
5	家畜人工授精用精液を譲受した件数	30
6	家畜受精卵を譲渡した件数	
7	家畜受精卵を譲受した件数	

受精卵業務がない家畜人工授精所
の場合は、空白でかまいません。

許可証に記載されている家畜の種類毎に
業務の別を記載してください。
(特定家畜人工授精用精液の家畜は除い
てください。)